

Q & A

平成30年2月15日現在

Q 1 条例の目的は何ですか？

A 世界遺産富士山の有する顕著な普遍的価値は、富士山やその周辺における景観の美しさと密接に関連しており、富士山の保存と活用の調和を図るためには、富士山やその周辺で開発事業等を行おうとする者が開発事業等の実施に当たりあらかじめ景観評価を行うことが重要です。

このため、山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続に関する条例(以下「条例」といいます。)では、開発事業等に係る景観の保全について適正な配慮がなされるよう、富士山やその周辺で実施される事業で景観影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものについて景観評価が適切かつ円滑に行われるための手続等を定め、その手続等によって行われた景観評価の結果をその事業の内容に反映させるための措置をとることとしています。

Q 2 景観配慮の手続とは、どのようなものですか？

A 景観配慮の手続は、景観に影響を与える可能性のある一定規模以上の事業・開発行為の実施に際し、その事業が景観に与える影響を事業者自らが事業の初期段階で調査、予測及び評価を行い、その内容に対する知事意見を踏まえて事業内容を景観保全上より良いものにしていく制度であり、景観分野における環境影響評価を簡易な方法で実施するものです。

Q 3 景観評価とは、どのようなことをするのですか？

A まず、事業者は、事業の実施に係る区域とその周辺に、どのような眺望点があるのかを確定します。次に、その眺望点から新設しようとしている工作物等が見えるかどうかを確認し、工作物等が見える場合には、その存在が景観に与える影響を、フォトモンタージュ等により予測します。その結果、景観影響が大きいと判断される場合には、その影響を回避・低減するための保全措置を検討するとともに、その効果を検証する一連の行為を指します。

Q 4 景観配慮の手続は、いつ行えば良いのですか？

A 景観配慮の手続は、景観配慮書に係る手続と事業者見解書に係る手続からなりますが、このうち景観配慮書に係る手続については、事業の位置・規模等の検討段階にあたる用地取得や実施設計の前に行う必要があります。

Q 5 景観配慮書と事業者見解書の手続では、どのような違いがありますか？

A 景観配慮書に係る手続では、事業者は、事業の位置・規模等の検討段階で技術指針に従い、景観評価を実施することで、事業の実施により世界遺産の価値が損なわれるおそれがないかどうかについて早期に把握することができます。

また、事業者見解書に係る手続では、事業者は、景観配慮書に対する知事意見を勘案し、必要に応じて事業内容の見直し等を行い、森林法等の法令に基づく手続の開始予定日の60日前までに、その結果を記載した書面(事業者見解書)を知事に送付して意見を聴きます。これにより、事業者が行おうとしている景観保全措置の内容が適切であるかどうかについて把握することができます。

Q 6 技術指針とは、どのようなものですか？

A 景観評価を合理的に行うための手法の選定及び景観の保全のための措置に係る技術的な指針を定めたもので、事業者はこの指針で定めるところにより、対象事業に係る景観評価を行っていただきます。

Q 7 条例の適用される区域は、どこですか？

A 開発行為等の実施に係る区域の全部又は一部が、山梨県の区域内に存する世界遺産富士山の構成資産及び緩衝地帯の範囲に位置する場合に適用されます(詳しくは、「富士山景観配慮地区」をご覧ください。)

Q 8 条例の対象とする開発行為等は、どのような事業ですか？

A 土地の形質の変更、建物その他の工作物の新設等の事業であって、規模(形質が変更される部分の土地の面積、新設される建物その他の工作物の大きさその他の数値で表される事業)並びに世界遺産富士山の構成資産が所在する場所及びその周辺の地形、土地利用の状況その他の事情に照らし、景観影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものになります(詳しくは、「富士山景観配慮地区及び建築物等規模要件区域図」、「対象事業の種類・規模一覧」をご覧ください。)

Q 9 条例の適用されない開発行為等がありますか？

- A
- ・ 災害対策基本法第87条の規定による災害復旧の事業又は同法第88条第2項に規定する事業
 - ・ 建築基準法第84条の規定が適用される場合における同条第1項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業
 - ・ 被災市街地復興特別措置法第5条第1項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第3号に規定する事業
 - ・ その他災害の防止のために緊急に実施する必要があると知事が認める事業

- ・ 環境影響評価法第2条第2項の第一種事業又は同条第3項の第二種事業(同法第3条の10第1項後段の規定による通知がされたものに限り、)
- ・ 上記に掲げるもののほか、規則で定める行為に係る事業(非常災害のために必要な応急措置として行う行為に係る事業、自然公園法の規定による許可又は届出を要しないとされている行為に係る事業等。山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手續に関する条例施行規則(以下「施行規則」といいます。)第42条を参照)

Q10 条例が適用されない開発行為等でも、景観配慮の手續を行うことはできますか？

A 開発行為等の実施に係る区域の全部又は一部が、富士山景観配慮地区内である場合であって、事業の位置及び規模並びに当該区域の周囲の土地利用の状況その他の事情からみて景観影響の程度が著しいものとなるおそれのあるものについては、条例に規定する景観評価その他の手續を行うことができます。

開発行為等を行おうとする事業者の中には、自身の行為によって世界遺産の価値が損なわれないか心配される方もおり、このような方々の不安解消につながるものと考えています。

Q11 条例に基づく手續をしないで開発行為等に着手した場合はどうなりますか？

A 知事は、事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができます。勧告を受けた者が、正当な理由がなく勧告に従わないときは、その旨及び勧告の内容を公表することができます。

知事の勧告は、このほか次のときにも行うことができます。

- ・ 虚偽の内容により景観評価の手續を行ったとき。
- ・ 手續中(手續終了後の事業内容の変更に伴う届出を含む。)の開発行為等に着手したとき。
- ・ 事業者その他の関係者からの報告もしくは資料の提出又は知事の指定する職員による立入検査を拒むなどしたとき。
- ・ 事業者が事業者見解書に記載されたものと異なる内容で工事をしたとき。

Q12 景観配慮の手續を行う前に、森林法等の許可申請等を先行して行うことはできますか？

A 事業者は、事業者見解書の送付から60日経過するまで、法令による許可の申請・届出等の手續を行うことはできません。これは、景観配慮の手續を通じて景観保全対策を策定するものであり、その結果を踏まえて法令に係る手續のための書類を作成することが重要であるとの考えによるものです。

なお、ここでいう「法令」とは、文化財保護法、森林法、自然公園法、環境影響評価法、山梨県環境影響評価条例、景観法、山梨県文化財保護条例、風致地区条例、山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例、富士吉田市富士山世界遺産条例を指し、これらの手續の前に実施する必要があります。

Q13 景観配慮の手続を終了した後に、事業内容に変更が生じた場合、何か手続が必要ですか？

A 知事に届け出が必要になります。変更の内容によっては、景観配慮の手続を再度実施していただく場合もあります。

また、再度景観評価の手続が必要となる事業者は、その手続が終了するまで工事に着手することができません(着手後は直ちに中断しなくてはなりません。)。

Q14 施行規則第5条の「宅地の造成の事業」とは、どのような事業ですか？

A 住宅地、工場など構造物設置のための造成はもとより、土捨て場等の一定の面積について土地の形質の変更を行う行為を包括的に示す言葉として「宅地の造成の事業」と定義しています。

Q15 傾斜地に建築物を建てる場合、建築物の「高さ」はどのように算定しますか？

A 建築物(避雷針を除く。)の地上部分の最高部と最低部の高さの差で算定します。平均地盤からの高さではないのでご注意ください。

Q16 工場の新築事業を計画していますが、対象となりますか？

A 施行規則に定める別表の建築物の新築に該当し、事業の種類ごとに掲げる要件を超える場合には手続の対象になります。

また、建築物の要件を超えなくても、その土地の形状変更を別表の要件を超えて行う場合には、手続の対象になります。

Q17 事業計画を2期に分けて、第1期と第2期をそれぞれ要件未満の計画にすれば、景観配慮の手続は不要になりますか？

A 当初から2期分の事業計画がある場合には、第2期分を含めた全体計画をもとに、景観配慮の手続を行うことになります。

なお、要件未満のため手続を経ずに着手・完成した事業を拡張する場合には、その時期や内容等を勘案して条例の適否を判断しますので、個別にご相談ください。

Q18 計画地が事業を実施しない土地(公道等)で分断されていますが、要件はどの面積で判断しますか？

A 事業計画区域が事業を実施しない土地で分断されていても、一体として開発される場合や、同一の事業計画である場合には、一連の土地とみなし、合計面積で判断します。

Q19 景観配慮書を作成するうえで参考となる情報はありますか？

A 「条例の手引」、「景観配慮書の作成例」を掲載していますので、ご覧ください。

Q20 条例や手続に関する問い合わせ先は、どこになりますか？

A 県庁の世界遺産富士山課、または林務環境事務所になります。

なお、林務環境事務所は、開発行為等の実施に係る区域の位置により所管が異なります。

- ・ 南巨摩郡身延町の区域内である場合 峡南林務環境事務所
- ・ 富士吉田市、南都留郡西桂町、同郡忍野村、同郡山中湖村、同郡鳴沢村
又は同郡富士河口湖町の区域内である場合 富士・東部林務環境事務所